

仕様書

「2・3・4階ファンコイル更新工事」

2026 年度

済生会松山老人保健施設にぎたつ苑

1. 更新の範囲

1－1. 2階

201号室、203号室、205号室、206号室、
207号室、208号室、210号室、211号室、
212号室、リカバリー室

1－2. 3階

302号室、303号室、305号室、306号室、
307号室、308号室、310号室、311号室、
312号室、リカバリー

1－3. 4階

401号室、402号室、403号室、407号室
408号室、410号室、411号室、予備室1、
予備室2、予備室3

2. 仕様

2－1. 本件は、済生会松山老人保健施設にぎたつ苑（以下施設という）の経年劣化の著しい空調機器を廃止し、更新する工事（本体設置のほか、配管設備・電気設備工事を含む）である。

製品の仕様については、現状の冷房効率を上回り、現状の消費電力

を下回るものであればメーカー、製品等は問わないものとする。

3. 工事管理

3-1. 本工事の作業時間は、原則として、午前8時30分から午後5時までとする。工程上やむを得ず前述の作業時間以外の時間帯に作業を行う場合は、施設運営に支障をきたさない時間、範囲とし、事前に施設担当者の承諾を得ること

3-2. 工事開始前に適切な工事工程管理表を作成し、施設担当者まで提出すること

3-3. 各工程において騒音、振動等の影響で施設の運営に支障をきたさないよう努めること

3-4. 工事に必要な電力及び水については既存設備を無償で使用する事ができる

3-5. 工事用車両の駐車は原則として院内駐車場の指定された場所とし来院者の通行及び駐車に支障をきたさないように努めること。なお工事関係車両の駐車台数・場所については事前に施設担当者へ確認し承諾を得ること

3-6. 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においてはその検査に必要な資材及び労務を提供すること

3－7．作業実施に必要な個所以外に汚損または損傷を与える恐れがある場合には養生を行うこと。また、汚損または損傷を与えた場合は受注者の責任において速やかに修復等の措置を行うこと。

3－8．資材等の搬入計画、通行通路の選定、及びその他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打合せのうえ、来院者・来苑者及び周辺住民へ迷惑をかけないよう交通安全管理を行うこと。

3－9．本工事により発生した廃材等の処分については、関係法令を遵守し、運搬、処理及び処分を行うこと。またその際に発生する費用についても受注者の負担とする。

4．その他

4－1．その他当施設のいかなる要望に対しても、迅速且つ真摯な姿勢で対応すること